

令和6年4月から相続土地登記が義務化！

司法書士が詳しく解説します！

総合資産塾 2022 冬 沼津開催

～相続土地の登記義務化と国庫帰属制度～

令和6年より、いわゆる所有者不明土地の解消に向けた、相続登記義務化がスタートします。

日本では、相続登記がされないことなどによる「所有者不明土地」が発生しています。所有者不明土地とは、「不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地」「所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地」のことをいいます。

所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、土地の管理・利用のために必要な合意形成が困難なことから「公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まないなど土地の利活用を阻害している」「土地が管理不全化し、隣接地への悪影響が発生する」などの問題点が挙げられています。

今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、所有者不明土地問題はますます深刻化するおそれがあるため、同問題の解決は喫緊の課題であるとされ、相続登記の義務化となりました。

本セミナーでは、司法書士の山田茂樹先生による制度の解説と、対応方法についてわかりやすくお話しします。話題になっている制度の理解を深め、皆様のお客様に情報提供をしていただけたら幸いです。ご参加を心よりお待ちしております。

- 日時：令和4年12月12日（月）18:00-20:00（受付開始17:40）
- 会場：プラサヴェルデ401会議室（沼津市大手町1-1-4）
- オンライン配信とお選びいただけます
- 参加費：3,000円（税込、ビジネスパートナー様は無料）
- 定員：50名様
- 講師：山田茂樹司法書士（山田茂樹司法書士事務所）



会場でご参加の方は、新型コロナウイルス感染症予防対策へのご協力をお願い致します。（マスク着用・検温・消毒）

※ご記入いただいた個人情報は、受講時のご連絡やイワサキ経営グループで開催するセミナー等の案内に使用し、第三者への提供は行いません。

お申し込み FAX 055-923-9240 ホームページ→セミナーからもお申し込みいただけます

氏名	参加者全員のお名前をご記入ください	会社名	
TEL		E-mail	
ご住所	〒		
参加形態	○をおつけください 会場 ・ オンライン		



経営と、人生と、地域の力になる。
イワサキ経営グループ
株式会社イワサキ経営 / 税理士法人イワサキ

〒410-0022 静岡県沼津市大岡984-1
TEL 055-922-9870
<https://www.tax-iwasaki.com>
株式会社イワサキ経営 受付担当・田代

ホームページから
お申し込み
いただけます→

